

低濃度P C B廃棄物処分業務委託（美濃市曾代地内）に関する
一般競争入札公告

低濃度P C B廃棄物処分業務委託（美濃市曾代地内）について、一般競争入札を行うので、岐阜県会計規則（昭和32年岐阜県規則第19号。以下「規則」という。）第127条第1項の規定により公告する。

令和 3年10月15日

美濃土木事務所長 辻 克紀

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称
低濃度P C B廃棄物処分業務委託（美濃市曾代地内）
- (2) 委託業務の内容
入札説明書による（収集運搬業務は含まない）
- (3) 委託業務期間
契約締結の日から令和4年3月25日まで
- (4) 委託業務履行場所
受託者が許可を受けた処理施設
（排出場所）
岐阜県美濃土木事務所資材倉庫（岐阜県美濃市曾代422番地1）
- (5) 最低制限価格の設定
無

2 入札参加者の資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に、登載されている者であること。
- (3) 岐阜県から、岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る指名停止措置要領に基づく指名停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。
- (4) 岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (5) 次の基準のいずれかを満たす者であること。
 - ① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4の4の第1項の規定に基づき、低濃度P C B廃棄物の無害化処理認定を受けた者であること。
 - ② 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第6項の規定に基づき、低濃度P C B廃棄物の処分業の許可を受けた者であること。

3 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒501-3756 岐阜県美濃市生櫛 1612-2
岐阜県美濃土木事務所 総務課管理調整係
電話 0575-33-4011 (内線 328)
メール c26004@pref.gifu.lg.jp

(2) 入札説明書の交付期間及び交付場所

ア 交付期間

令和3年10月15日(金)から令和3年10月22日(金)の毎日午前9時から午後5時まで(閉庁日を除く)

また、電子メールでの交付を希望する場合は上記3の(1)まで申し出ること。

イ 交付場所

3の(1)に同じ

(3) 競争入札参加資格の確認

ア 入札参加希望者は、下記期限までに別に定める競争入札参加資格確認申請書を書面にて3の(1)まで提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出は郵送または持参に限る。

イ 提出期限

令和3年10月25日(月)午後4時

期限までに競争入札参加資格確認申請書を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

ウ 競争入札参加資格の確認結果は、令和3年10月27日(水)までに通知する。

(4) 入札に関する質問等

ア 入札説明書や仕様書の内容、その他本件入札についての質問は下記期限までに書面にて上記3の(1)まで提出すること。

なお、提出は郵送、持参または電子メールによるものとする。

イ 提出期限

令和3年10月28日(木)午後4時

質問に対する回答は令和3年11月1日(月)までに入札説明書受領者全てに回答する。

(5) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和3年11月5日(金)午後1時30分

イ 場所

岐阜県美濃市生櫛 1612-2

中濃総合庁舎3階 3南1会議室

入札を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵便等」という。)で行う場合は、令和3年11月5日(金)12時までに3の(1)必着のこと。

(6) 開札の日時及び場所

入札終了後直ちに3の(5)のイの場所において行う。

(7) 契約条項を示す場所

3の(1)に同じ

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札方法

入札は、本人又はその代理人が行うものとする。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとする。

イ 入札書に記載する金額（以下「入札書記載金額」という。）

落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額の合計（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

ウ 入札保証金及び契約保証金

規則第114条各号に該当するときは、免除する。

エ 落札者の決定方法

落札者は、規則第111条の規定により定めた予定価格に110分の100を乗じて得た額の範囲内で、最低の入札書記載金額をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者がいないときは、直ちに再度の入札をすることがある。ただし、郵便等による入札を行った者がある場合は、この限りではない。

オ 入札の無効

入札に参加する資格のない者及び競争入札参加資格確認において虚偽の申請を行った者の入札並びに規則第130条各号のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

カ 入札又は開札の中止による損害

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができない場合には、これを中止する。なお、この場合における損害は、入札者の負担とする。

キ 落札の無効に関する事項

落札者は、落札の通知を受けた日から、原則として1週間以内に契約を締結しなければ、その落札は無効とする。

4 その他

(1) 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 郵便等による入札を認める。なお、郵便等により入札書を提出する場合は、入札案件名と入札参加者名を記載した中封筒に入札書を封かんし、表封筒に入れて郵送等すること。また郵便によるときは、一般書留又は簡易書留によること。

(4) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがある。

(5) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約の締結をしないことがある。なお、この場合は、原則として改めて公告し、入札を行うものとする。

(6) 落札者が、岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。

また、契約後に同要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則、契約を解除する。

(7) 詳細は、入札説明書による。